

令和6年度第1回岩手県男女共同参画審議会 次第

日時：令和7年2月7日（金）10時00分から11時30分

場所：サンセール盛岡 3階 鳳凰の間

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出、職務代理者の指名
- 5 次期「いわて男女共同参画プラン」の基本的方向について（諮問）
- 6 議 事
 - （1）「いわて男女共同参画プラン」の取組状況について
 - （2）多様な性に関する懇話会 ヒアリング概要について
 - （3）次期「いわて男女共同参画プラン」の策定方針について
- 7 その他
- 8 閉 会

【配付資料】

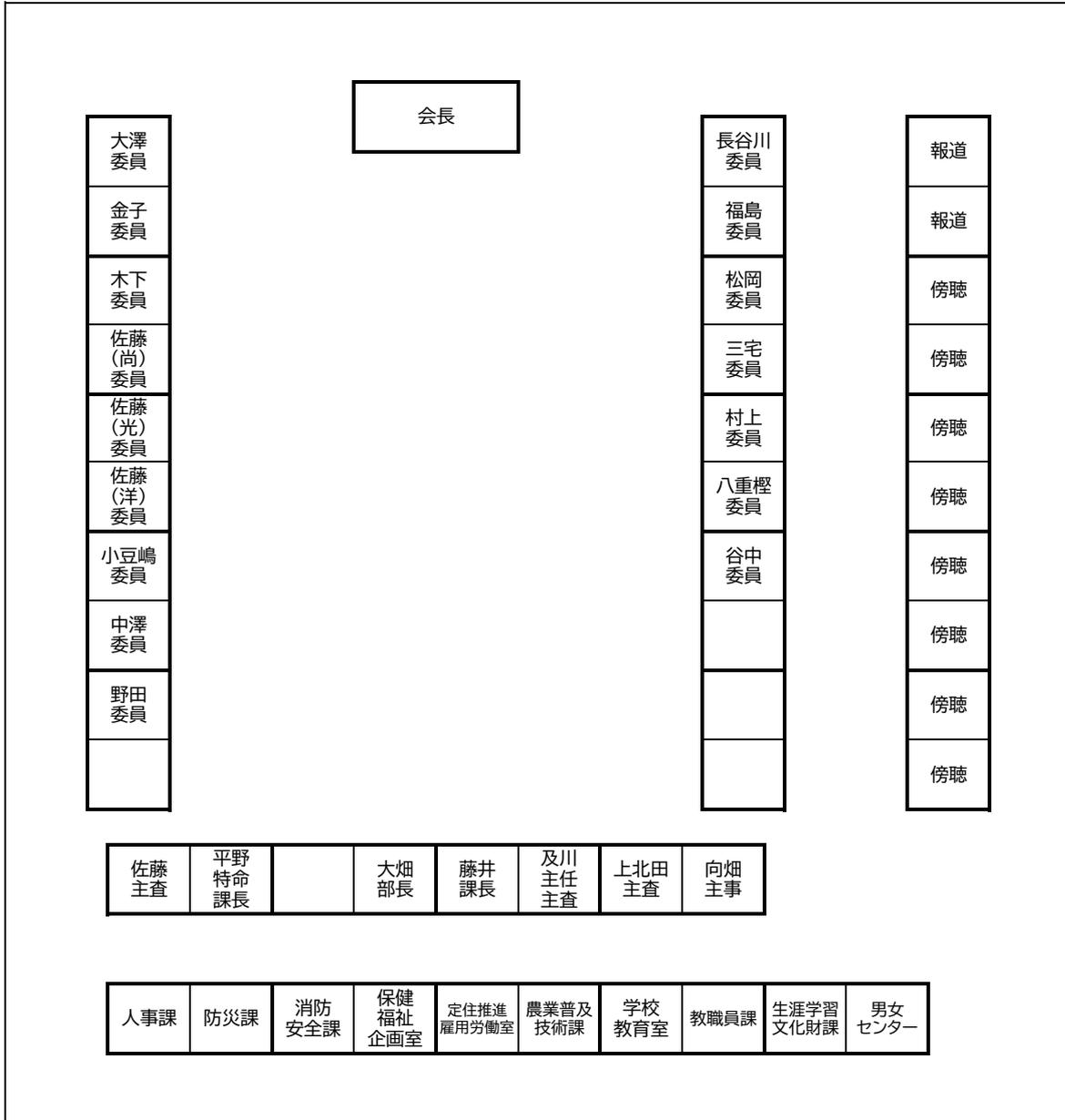
- 出席者名簿 ※当日配付
- 座 席 表 ※当日配付

- 資料1-1 「いわて男女共同参画プラン」(R3~R7) 概要
- 資料1-2 「いわて男女共同参画プラン」(R3~R7) 指標の進捗状況について
- 資料1-3 令和7年度における取組(男女共同参画関係)について ※当日配付
- 資料2 多様な性に関する懇話会 ヒアリング概要について
- 資料3 次期「いわて男女共同参画プラン」策定方針

- ◇ 参考資料1 若者・女性に「選ばれる岩手」宣言(いわて未来づくり機構)
- ◇ 参考資料2 女性活躍・男女共同参画に関する現状と今後の課題について(内閣府男女共同参画局資料)
- ◇ 参考資料3 岩手県男女共同参画推進条例(抜粋)
- ◇ 参考資料4 岩手県男女共同参画審議会運営規程

令和6年第1回岩手県男女共同参画審議会 座席表

日時:令和7年2月7日(金) 10時00分～11時30分
 場所:サンセール盛岡 3階 鳳凰の間



受付

令和6年度第1回岩手県男女共同参画審議会 出席者名簿

【男女共同参画審議会委員】

氏名		役職等	出欠	備考
大澤 滋	おおさわ しげる	盛岡市立飯岡小学校長		
海妻 径子	かいづま けいこ	岩手大学副学長（ダイバーシティ・環境マネジメント担当）	欠	
金子 桂	かねこ かつら	株式会社吉田測量設計執行役員総務部長		新
木下 淳	きのした じゅん	公募委員		新
佐藤 尚	さとう たかし	岩手県高等学校PTA連合会事務局長		
佐藤 光瑠	さとう ひかる	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部消防士長		
佐藤 洋子	さとう ようこ	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長		新
小豆嶋 祥子	しょうずしま しょうこ	認定NPO法人いわて子育てネット理事		
中澤 美香	なかざわ みか	岩手県人権擁護委員会連合会男女共同参画委員会委員長		
野田 大介	のだ だいすけ	特別養護老人ホーム久慈平荘副施設長		
長谷川 大	はせがわ だい	弁護士		新
福島 裕子	ふくしま ゆうこ	岩手県立大学理事		
松岡 憲史	まつおか けんじ	一般社団法人岩手県農業会議専務理事兼事務局長		新
三宅 凜月	みやけ りつ	いわてレインボーマーチ共同代表		新
村上 幸司	むらかみ こうじ	陸前高田市市民協働部長兼まちづくり推進課長		新
八重樫 千晶	やえがし ちあき	日本労働組合総連合会岩手県連合女性委員会事務局長		
谷中 充	やなか みつる	岩手労働局雇用環境・均等室長		
山本 智明	やまもと ともあき	社会福祉法人あすなる会 ohana 保育園園長	欠	

【事務局・関係課】

職 名	氏 名
総務部人事課 職員育成課長	藤原 ひろみ
復興防災部防災課 主幹兼防災危機管理担当課長	佐々木 宏幸
復興防災部消防安全課 主任主査	菊地 賢
保健福祉部保健福祉企画室 企画課長	田内 慎也
商工労働観光部定住推進・雇用労働室 労働課長	菅原 俊樹
農林水産部農業普及技術課 農業革新支援課長	長谷川 聡
教育委員会事務局学校教育室 学校企画調整担当課長	高橋 裕美
教育委員会事務局教職員課 主任経営指導主事	高橋 健
教育委員会事務局生涯学習文化財課 主幹兼生涯学習担当課長	小川 信子
環境生活部 部長	大畑 光宏
環境生活部若者女性協働推進室 青少年・男女共同参画課長	藤井 茂樹
環境生活部若者女性協働推進室 特命課長（女性活躍支援）	平野 朋子
環境生活部若者女性協働推進室 主任主査	及川 慎司
環境生活部若者女性協働推進室 主査	佐藤 幸
環境生活部若者女性協働推進室 主査	上北田 徹也
環境生活部若者女性協働推進室 主事	向畑 雄吏
岩手県男女共同参画センター センター長	山屋 理恵

いわて男女共同参画プランの概要

第1章 現状と課題

はじめに

1 プラン策定の趣旨

○ 本県では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、平成12年にプランを策定後、切れ目なくプランを策定・改訂し取り組んできた。
○ 令和2年度で計画期間終了となることから、本県や男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、新たな「いわて男女共同参画プラン」を策定するもの。(令和5年7月に本プランの主要指標等を第2期アクションプラン等の策定と合わせて見直し。)

2 プランの性格

○ 「男女共同参画社会基本法」、「岩手県男女共同参画推進条例」に基づく計画。
○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画。
○ 国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「いわて県民計画(2019～2028)」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画。
○ 国や市町村へは、連携した一体的な施策の推進を要請。県民一人ひとり、関係団体や民間企業が取り組む際の基本指針としての性格を併せ持つもの。

3 プランの期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少の一層の進行

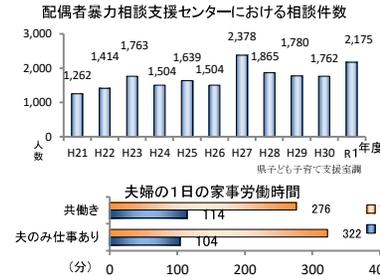
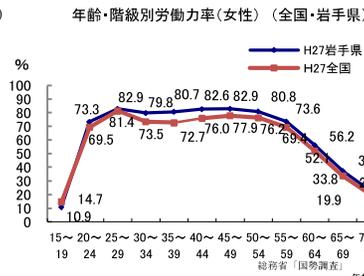
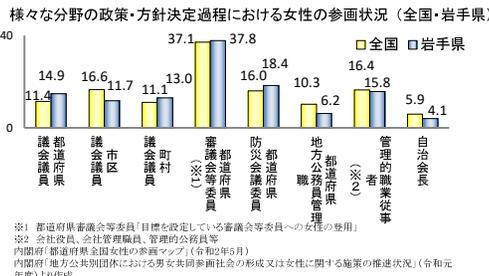
(2) 世帯当たりの人員数の減少・高齢化の進行

(3) 東日本大震災津波からの復興と多発する大規模自然災害・感染症の流行

(4) 多様な主体が参画した取組の拡大

(5) SDGsを踏まえた取組の推進

2 男女共同参画に関する現状



3 H28年プラン成果と課題

I 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進
【成果】男女共同参画視点からの復興・防災に関する研修会受講者数が着実に増加
【課題】女性委員が参画する市町村防災会議の割合は、H27年度から増加したものの、その後は横ばいで推移

II 女性の活躍支援
【成果】いわて女性活躍企業等認定制度の延べ認定数、いわて子育てにやさしい企業等認定制度の延べ認定数が増加
【課題】男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合は増加していない。
・意識調査では、仕事と生活の両立についての理想と現実と依然として差がある状況

III 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備
【成果】地域や職場で男女共同参画を推進する男性の男女共同参画サポーター認定者数が着実に増加
【課題】意識調査では、社会慣習の中での不平等感の割合は、前回調査から減少しておらず、男女の不平等感はまだ強く残っている。

IV 女性に対する暴力の根絶と女性の健康支援
【成果】DV相談員研修参加者数が着実に増加
【課題】意識調査では、自治体の相談支援センター、警察で相談や被害者保護を行っていることを過半数が知らない状況

第2章 基本的な考え方 / 第3章 各論

施策の基本的方向

プランの基本目標 「性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会の実現」

I あらゆる分野における女性の参画拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 政治・行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 民間における政策方針決定過程への女性の参画拡大

2 地域社会における男女共同参画の推進

- 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による地域社会づくりの推進

主要指標(主なもの)

- 審議会等委員に占める女性の割合
- 男女共同参画サポーターの男性認定者数

II 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

1 東日本大震災津波からの復興における男女共同参画の推進

- 復興に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 女性や若者をはじめとした多様な主体の参画による復興の推進
- 男女別統計情報の活用

2 防災における男女共同参画の推進

- 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施
- 防災・災害の現場における女性の参画拡大

主要指標(主なもの)

- 3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合

III 女性の活躍支援

1 女性の職業生活における活躍の推進

- 女性の就業への支援
- 女性の職業能力開発の促進
- 女性の起業支援
- 関係団体との連携
- 女性の活躍に取り組む企業に対する支援

2 仕事と生活を両立できる環境づくり

- 働き方改革の取組の推進
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

3 男女均等な雇用機会・待遇の確保など雇用環境の整備

- 雇用の場における均等な機会及び待遇の確保の推進
- 快適な職場環境と労働条件の整備
- 働く女性の妊娠・出産に関する保護
- 非正規雇用労働者の労働条件の整備

4 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

- 農林水産業における男女共同参画の推進
- 商工自営業における男女共同参画の推進

主要指標(主なもの)

- 労働者総数に占める女性の割合
- 待機児童数
- えるほし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数
- 女性の全国との賃金格差

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり
- SNSを通じた暴力被害の防止
- 女性に対する暴力への厳正な対処
- 被害女性等に対する救済策の充実

2 困難を抱えた女性への支援

- ひとり親家庭等への支援
- 生活困窮、高齢、障がい者等の多様な困難を抱えた女性への支援

3 生涯にわたる女性の健康支援

- 性と生殖に関する健康と権利の推進
- 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
- 生涯を通じた健康支援
- 女性の健康をおひやかす問題についての対策の推進

主要指標(主なもの)

- DV相談員研修会の参加者数
- 生活支援コーディネーター養成研修参加者数

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 家庭教育の充実
- 学校教育の充実
- 社会教育の充実と生涯学習の振興
- 地域において男女共同参画を推進する人材の養成

2 男女共同参画の視点に立った意識改革と制度・慣行の見直し

- 意識啓発と制度・慣行の見直し
- 多様な性の尊重と性的マイノリティ(LGBT等)への偏見や差別の解消
- 男女共同参画に向けた気運の醸成

3 男性の家庭生活への参画と社会全体で子育て・介護等を支援する環境づくり

- 家事・育児・介護への男性の参画の促進
- 多様な子育て・介護支援サービスの充実

主要指標(主なもの)

- 社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合
- 共働き世帯の男性の家事時間割合

第4章 計画の推進

1 それぞれの役割と連携

県や市町村、各種団体、NPO、企業、そして県民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持ち、自主的、主体的に実践するとともに、互いに連携しながら解決に向けて取り組むことが大切

2 プランの進捗管理

「主要指標」(38(うち再掲4))、「参考指標」(30)を定め、実績と関連事業等について毎年度調査し、年次報告として公表するとともに、男女共同参画審議会において進捗状況の評価・検証

「いわて男女共同参画プラン」(R3~R7)の指標の進捗状況について

(1) 総括

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、県の職員や教職員管理職に占める女性割合は順調に増加しているものの、県の「審議会等委員に占める女性の割合」は38.4%と目標達成には至らなかったことから、引き続き、女性の参画拡大に取り組む。

東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進に向けては、「3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合」が目標達成に至らなかったことから、引き続き、市町村への聴き取りや取組事例の共有を通じて、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組む。

女性の活躍支援に向けた働きやすい職場づくりの取組については、「労働者総数に占める女性の割合」や「女性の全国との賃金格差」などの項目が向上したほか、「えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数」や、「いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数」、「経営者研修受講者数」などにおいても着実に取組が進んでいる。

多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援に向けては、「DV相談員研修会の参加者数」や「人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数」、「子宮(頸)がん検診及び乳がん検診受診率」など、健康に関する項目について目標達成に至らなかったことから、支援者のスキル向上や普及啓発に取り組む。

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備に向けては、「共働き世帯の男性の家事時間割合」が目標を達成したところであり、引き続き、学校や職場、地域社会等におけるジェンダーギャップ解消のため、普及啓発やサポーター等の人材育成に取り組む。

(2) 【主要指標】評価結果一覧(令和5年度)

[評価対象] 38指標(主要指標35指標のうち細分化したものを含む。)

[達成度の基準]

A	(達成率100.0以上)	16 (42.1%)
B	(達成率80.0~100.0未満)	8 (21.1%)
C	(達成率60.0~80.0未満)	4 (10.5%)
D	(達成率60.0未満)	6 (15.8%)
	評価不能 (R5年度実績値なし)	4 (10.5%)

[達成率の計算式]

- ①増加を目指す指標：(年度実績値－基準値)/(年度目標値－基準値)×100
 ②低減を目指す指標：(基準値－年度実績値)/(基準値－年度目標値)×100
 ③単年度当たりの達成を目指す指標(維持指標)：(年度実績値)/(年度目標値)×100

I あらゆる分野における女性の参画拡大

指標名	単位	現状値	実績値	5年度 目標値	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
		R元	R5				
1 審議会等委員に占める女性の割合 [環境生活部]	%	35.6	38.4	40.0	63.6%	C	各審議会等において、柔軟な委員選任や審議会等の構成の見直しも検討しながら女性委員の登用に向けて取り組んでいるものの、前年度を0.1ポイント下回った。引き続き、各所属における女性委員の積極的な登用を促していくとともに、中長期的な人材育成のため各分野における女性の活躍の促進に取り組む。
2 県職員管理職(総括課長級以上)に占める女性の割合 [総務部]	%	7.4	11.8	11.6	104.8%	A	令和5年度における目標を達成しており、割合は毎年度増加している。令和7年度の目標に向けて、今後より一層の女性参画を推進していく。
3 教職員の管理職に占める女性の割合 [教育委員会]	%	16.3	23.1	20.5	161.9%	A	令和5年度における目標を達成しており、令和元年度以降は、小中学校、県立学校とも割合は増加している。今後においてもより一層の女性参画を推進していく。
4 女性のエンパワーメント研修(ロールモデル提供事業)受講者数[累計] [環境生活部]	人	574	792	814	90.8%	B	目標値を若干下回ったが、定員を超える申込みがある上受講者アンケートでも満足度が高く、ニーズの高い事業であることから、引き続き、県内企業等に勤務する女性社員(若手・中堅)を対象とした研修を実施し、女性のキャリア形成支援に取り組んでいく。
5 男女共同参画サポーターの男性認定者数[累計] [環境生活部]	人	12	45	20	412.5%	A	令和5年度は新たに12名の男性が男女共同参画サポーターに認定され、目標を達成した。引き続き市町村に対して男性サポーターが増えるように働きかけを行っていく。
6 地域社会の中で男女が平等と感じている人の割合 [環境生活部]	%	24.2	-	-	-	-	意識調査は3年に1度であり、令和5年度は調査年ではないことから実績数値はなし。6月の男女共同参画推進月間を中心とした広報啓発活動や出前講座の実施、男女共同参画サポーターの養成等を通じて、県民の理解向上に取り組む。 ※令和6年度調査実施中

Ⅱ 東日本大震災津波からの復興と防災における男女共同参画の推進

	指標名	単位	現状値	実績値	5年度 目標値	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
			R元	R5				
7	男女共同参画視点からの復興に関する研修受講者数〔累計〕 〔環境生活部〕	人	478	790	667	165.1%	A	オンラインによる視聴等参加方法を工夫したことで、多くの方に参加いただき、目標を達成した。今後も、会場地となる市町村の要望に応じた研修内容になるように務め、引き続き研修を実施していく。
8	3人以上の女性委員が参画する市町村防災会議の割合 〔復興防災部〕	%	72.7	72.7	78.8	0.0%	D	女性委員が新たに3人以上となった市町村もあったものの、委嘱していた女性委員の異動等に伴い3人未満となった市町村もあったことから目標値を下回った。 女性委員が2名以下の市町村に対しては、個別にヒアリングを実施し、課題等を聞き取るとともに、民生委員や婦人消防協力隊の代表を委員に加えた他市町村の取組事例を紹介するなど、女性委員の増員を働きかけていく。

Ⅲ 女性の活躍支援

	指標名	単位	現状値	実績値	5年度 目標値	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
			R元	R5				
9	労働者総数に占める女性の割合 〔環境生活部〕	%	37.2	38.7	37.8	250.0%	A	官民一体となった女性活躍促進の取組等により、令和5年度の目標値は達成した。 これまでの取組に加えて、女性デジタル人材の育成と就労マッチングまでの一貫支援により女性の多様な働き方と所得向上を図るとともに、家庭内における家事・育児負担のジェンダーギャップ解消に向けた取組を推進する。
10	離職者等を対象とした職業訓練における女性の就職率 〔商工労働観光部〕	%	76.6	76.2	84.0	90.7%	B	目標達成とはならなかったが、概ね順調に進んでいる。 引き続き、労働局や訓練実施機関と連携しながら、地域の雇用情勢や女性のニーズを的確に把握した上で訓練コースを設定し、女性の就職率の向上に取り組んでいく。
11	えるぼし認定企業・いわて女性活躍認定企業等数〔累計〕 〔環境生活部〕	社	362	545	542	101.7%	A	令和5年度の目標値は達成した。引き続き、県内企業等への働きかけにより認定企業数を増やすとともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく。
12	経営者研修受講者数〔累計〕 〔環境生活部〕	人	646	914	876	116.5%	A	令和5年度の目標値は達成した。引き続き、女性活躍推進や両立支援の必要性について経営者層への働きかけを行い、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく。
13	年次有給休暇の取得率 〔商工労働観光部〕	%	56.1	59.2	60.2	75.6%	C	働き方改革の取り組みなどにより上昇傾向となっているもの。 引き続き、国や関係機関と連携し、いわて働き方改革運動の推進をはじめとした「働き方改革」の推進や、魅力ある職場づくり推進事業費補助などの企業への支援に取り組んでいく。
14	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕 〔保健福祉部〕	事業者	75	443	245.0	216.5%	A	子育てにやさしい職場環境づくりを推進するため、県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価における加点など認証メリットについての周知や企業への個別訪問を行い、認証数の拡大に取り組んだ。引き続き各室課及び振興局と連携し中小企業の自主的な取組を促進する。
15	待機児童数〔4月1日時点〕 (↓低減する指標) 〔保健福祉部〕	人	175	27	0	84.6%	B	市町村が地域のニーズに応じて保育の受け皿拡大に取り組んだ結果、待機児童数は減少したが、保育士不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、地域のニーズに応じた保育の受け皿整備や保育人材の確保に取り組む。
16	放課後児童クラブの待機児童数〔5月時点〕 (↓低減する指標) 〔保健福祉部〕	人	142	64	90	150.0%	A	令和5年度の目標値は達成した。今後も待機児童数が減少し、令和8年に放課後児童クラブに入ることができない児童が0になるよう、施設整備に関する補助や放課後児童支援員認定資格研修等の事業を継続して実施し、市町村と連携して、子ども・子育て支援の充実を図る。
17	職場において男女が平等と感じている人の割合 〔環境生活部〕	%	25.9	-	-	-	-	意識調査は3年に1度であり、令和5年度は調査年ではないことから実績値はなし。慣習的な固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消が課題であり、気づきや見直しを促すための意識啓発、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業の認定等に取り組む。
18	女性の全国との賃金格差 〔商工労働観光部〕	%	84.4	85.9	85.8	107.1%	A	令和5年度の目標値は達成した。引き続き、岩手労働局や商工指導団体等の関係団体等との連携のもと、県内企業等における賃上げの加速化に向けて取り組んでいく。
19	女性農業者の経営参画割合 〔農林水産部〕	%	34.0	35.4	35.5	93.3%	B	今後も、家族経営協定セミナーの開催や関係機関との連携を通じて、家族経営協定の締結推進を図り、女性農業者の経営参画を促進していく。

IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援

	指標名	単位	現状値	実績値	5年度 目標値	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)
			R元	R5				
20	配偶者暴力相談支援センター及び警察で相談や被害者保護を行っていることを知っている人の割合 [保健福祉部]	%	H30 42.5	-	-	-	-	意識調査は3年に1度であり、令和5年度は調査年ではないことから実績数値はなし。周知が図られるよう引き続き広報啓発活動を行っていく。
21	DV相談員研修会の参加者数 [保健福祉部]	人	-	55	60	91.7%	B	困難な問題を抱える女性の保護や自立支援の拡充を図るため普及啓発や支援者の専門性向上を図る必要があることから、今後も継続して取り組む。
22	「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行った者の割合 [復興防災部]	%	R3 30.8	46.9	36.8	268.3%	A	令和5年度は目標を達成した。これまでの取組に加えて、被害を自覚しにくい小学生向けのカード型リーフレットを作成し県内の小学校に配布した。引き続き性犯罪・性暴力被害者の迅速かつ適切な支援につなげるため、相談窓口である「はまなすサポート」の周知に取り組む。
23	青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数〔累計〕 [環境生活部]	人	R3 307	242	310	78.1%	C	参加者の感想等からニーズを把握し、地域による課題を捉えたものとなるよう内容のブラッシュアップを図るとともに、一層の周知を図り、受講者数の増加につなげるよう努める。
再掲	離職者等を対象とした職業訓練における女性の就職率【再掲】 [商工労働観光部]	人	H29 76.6	R3 76.2	84.0	90.7%	B	目標達成とはならなかったが、概ね順調に進んでいる。引き続き、労働局や訓練実施機関と連携しながら、地域の雇用情勢や女性のニーズを的確に把握した上で訓練コースを設定し、女性の就職率の向上に取り組んでいく。
24	人口10万人当たりの生活困窮者自立支援制度のプラン作成件数 [保健福祉部]	件	R2 5.5	5.6	6.6	9.1%	D	低所得世帯に対する給付金等の支援策により、プラン作成を必要とする相談が減少した影響により、目標達成に至らなかった。自立相談支援機関においてプラン作成が必要な方が確実に支援を受けられるよう体制の整備・強化を図るとともに、研修の実施による支援従事者のスキル向上に取り組んでいく。
25	生活支援コーディネーター養成研修等参加者数 [保健福祉部]	人	157	117	140	83.6%	B	生活支援コーディネーター等の資質向上に向けて、研修会及び連絡会を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響による参加自粛も見られたため、達成率は83.6%となった。生活支援コーディネーターのニーズに沿った研修会等となるよう内容を検討し、資質向上を図っていく。
26	障がい者の不利益取扱に対応する相談窓口職員研修受講者数〔累計〕 [保健福祉部]	人	R3 152	296	312	90.0%	B	障がい者の不利益取扱に対応する窓口職員の資質向上に向けた研修会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響による参加自粛も見られたため、達成率は90.0%となったが、令和4年度以降の受講者数は回復傾向にある。障がい当事者や受講者のニーズに対応した研修を引き続き開催していく。
27	子宮（頸）がん検診及び乳がん検診受診率 [保健福祉部]	%	乳がんH28 50.4	R4 50.6	55.0	4.3%	D	未受診者の行動変容に時間を要し、また新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受診控え等の影響により目標達成に至らなかった。受診率向上に向けて、民間企業、関係団体との協働による啓発活動を推進するとともに、市町村、検診機関等と課題等の情報共有を図ることなどにより、県民が受診しやすい環境の整備に取り組む。
		%	子宮頸がんH28 46.4	R4 46.5	50.0	2.8%	D	
28	不妊治療休暇制度等導入事業者数〔累計〕 [保健福祉部]	事業者	R3 2	8	26	25.0%	D	国の調査では、職場内において不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあるとの結果があることから、事業主・人事部門及び労働者に対して、職場内での不妊治療への理解を深めるため、引き続き、ハンドブック等を活用した普及啓発に取り組む。

V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

	指標名	単位	現状値	実績値	5年度 目標値	目標達成率	達成度	担当課評価と今後の対応 (実績値がない場合はその理由)	
			R元	R5					
29	学校における男女混合名簿の使用率 [教育委員会]	%	小	R4 70	100	100	100.0%	A	引き続き教育事務所、市町村教育委員会と連携して使用について働きかけていく。
			中	R4 50	98	100	96.0%	B	
			高	R4 99	100	100	100.0%	A	
30	生涯学習情報提供システム（データベース）利用件数 [教育委員会]	件	R3 4,166	5,329	4,550	302.9%	A	研修受講者の利便性向上のため、令和5年度から生涯学習情報提供システムを通して研修会の申込受付や研修会のオンデマンド配信をできるようにしたことにより、大幅な利用件数増に繋がった。引き続き、毎月の利用状況を把握するとともに、システム利用の周知を図っていく。	
再掲	男女共同参画サポーターの男性認定者数〔累計〕【再掲】 [環境生活部]	人	R3 12	45	20	412.5%	A	令和5年度は新たに12名の男性が男女共同参画サポーターに認定され、目標を達成した。引き続き市町村に対して男性サポーターが増えるように働きかけを行っていく。	
31	社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合 [環境生活部]	%	H30 10.9	-	-	-	-	意識調査は3年に1度であり、令和5年度は調査年ではないことから実績数値はなし。慣習的な固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消が課題であり、気づきや見直しを促すための意識啓発等に取り組む。	
32	共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕※女性の家事時間に対する割合 [環境生活部]	%	41.3	43	42.5	141.7%	A	目標は達成したものの、男性の家事・育児参加には、世帯における理解や知識の向上はもちろん企業等の意識改革や制度の充実も必要であることから、更なる向上を目指し、引き続き、機会を捉えて普及啓発を図っていく。	
再掲	待機児童数【再掲】〔4月1日時点〕 （↓低減する指標）【再掲】 [保健福祉部]	人	175	27	0	84.6%	B	市町村が地域のニーズに応じて保育の受け皿拡大に取り組んだ結果、待機児童数は減少したが、保育士不足や定員に対する年齢別のニーズのミスマッチ等により、特定の地域において待機児童が生じていることから、引き続き、地域のニーズに応じた保育の受け皿整備や保育人材の確保に取り組む。	
33	いわて子育て応援の店協賛店舗数〔累計〕 [保健福祉部]	店舗	R3 2,225	2,431	2,500	74.9%	C	社会全体で子育てを支援する機運の醸成に向け、新規登録店舗数拡大のための制度周知や企業への個別訪問などに取り組んだ。引き続き各振興局と連携し協賛店舗数が少ない業種に向け周知に取り組む。	
再掲	放課後児童クラブの待機児童数〔5月時点〕（↓低減する指標）【再掲】 [保健福祉部]	人	R3 142	64	90	150.0%	A	令和5年度の目標値は達成した。今後も待機児童数が減少し、令和8年に放課後児童クラブに入ることができない児童が0人になるよう、施設整備に関する補助や放課後児童支援員認定資格研修等の事業を継続して実施し、市町村と連携して、子ども・子育て支援の充実を図る。	
34	すこやかメールマガジンの登録人数 [教育委員会]	人	R3 3,635	4,500	4,500	100.0%	A	県立生涯学習推進センターや各教育事務所で開催している家庭教育・子育てに関する研修会等で周知を図ったことにより目標を達成した。引き続き研修会等での周知を図るとともに、SNSを利用した周知や関係機関との連携を強化し、登録人数の増加を図っていく。	
35	地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数 [保健福祉部]	人	R2 14	R4 15	R4 21	71.4%	D	推進会議を開催していない市町村や、会議を開催しても政策提言を実施していない市町村への個別の働きかけが十分ではなかったため、実施市町村数が伸び悩み、目標達成に至らなかった。地域ケア推進会議において政策提言が行われるよう、研修会等での事例提供や、アドバイザー派遣による個別支援に取り組む。	

(3) 【参考指標】令和5年度実績

施策の体系	指標名	単位	基準値 (R元)	実績 (R5)	
I あらゆる分野における女性の参画拡大	S1	男女いずれか一方の委員の数が40%未満にならない審議会等の割合	%	54.5	69.6
	S2	市町村の審議会等に占める女性の割合	%	25.0	27.9
	S3	地方議会（県・市町村）における女性議員の割合	%	⑩11.0	14.1
	S4	管理職に占める女性の割合 【就業構造基本調査（総務省）】	%	⑨12.3	-
	S5	自治会長に占める女性の割合	%	4.1	5.1
	S6	市町村社会教育委員に占める女性の割合	%	34.5	34.3
II 津波被災者から復興と防災の推進	S7	沿岸部市町村の審議会等における女性委員割合	%	24.2	29.9
	S8	女性消防団員がいる消防団の割合	%	97	100
III 女性の活躍支援	S9	女性の就職率	%	47.2	40.9
	S10	育児休業取得率（男性）	%	⑩2.7	④19.9
	S11	県職員男性の育児休業取得率 ※医療局、教育委員会、県警察を除く	%	16.7	97.4
	S12	教職員男性の育児休業取得率	%	2.7	26.6
	S13	所定内給与額の男女間格差	ポイント	78.3	80.3
	S14	農協女性理事の登用	人	22	16
	S15	農業委員に占める女性の割合	%	18.6	18.5
S16	農業農村指導士等における女性の割合	%	11.8	0	

施策の体系	指標名	単位	基準値 (R元)	実績 (R5)	
IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援	S17	DV防止基礎セミナー受講者数	人	58	122
	S18	ルールを守って情報機器（スマートフォン等）を利用することが大切だと思う児童生徒の割合	%	小90 中84 高90	小98 中99 高99
	S19	困りごとの相談相手が「欲しい」と回答したひとり親世帯の親の割合	%	⑩ 母子28.7 父子36.4	母子31.2 父子16.7
	S20	養育費の取り決めをしている割合	%	⑩ 母子50.1 父子20.8	母子54.9 父子34.0
	S21	障がい者グループホーム等利用者数	人	1,914	2,270
	S22	健康教育講座等実施回数	回	51	33
V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	S23	周産期死亡率（対象者1000人当たり）	人	4.4	3.1
	S24	乳児死亡率（出生1000人当たり）	人	2.2	2.2
V 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	S25	生涯学習の推進を支える指導者・ボランティアの人材登録者数	人	835	943
	S26	子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数	人	623	615
	S27	社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数	人	143	126
	S28	出前講座受講者数（オンラインを含む）（累計）	人	②5,165	4,558
	S29	社会慣習の中で男女が平等と感じている人の割合（年代別）	%	⑩ 20歳代：19.1 30歳代：12.8 40歳代：8.6 50歳代：10.5 60歳代：6.1 70歳以上：12.1	-

ポイント 復興の着実な推進とともに、人口の自然減・社会減対策（地方創生）を主軸にしながら、ジェンダーギャップの解消など一人ひとりの生きにくさを生きやすさに変える取組を進めることで、**お互いに幸福を守り育てる、世界に開かれたいわてを創っていく。**

～復興の推進～

・安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信に基づく取組や、復興道路を生かした新たな産業振興、水産業の再生に係る取組等を推進

4つの重点事項 R6:840億円 → R7:916億円（うち新規分16億円）

① 自然減・社会減対策 R6:221億円 → R7:228億円

一人ひとりの希望に基づく多様なライフステージに応じた支援を強化し、
 ・性別にかかわらず誰もが活躍できる環境の整備
 ・結婚・子育ての支援
 ・移住定住、インバウンド観光・輸出の強化による交流人口拡大 等を推進

② GXの推進 R6:93億円 → R7:97億円

岩手の優れた自然環境を生かし、
 ・カーボンニュートラル
 ・地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な新しい成長
 ・気候変動への適応 等を推進

③ DXの推進 R6:51億円 → R7:64億円

岩手県DX推進計画に基づき、
 ・行政、産業、社会・暮らしのDX、DXを支える基盤整備
 ・DXによる地域課題の解決 等を推進

④ 安全・安心な地域づくり R6:476億円 → R7:528億円

災害、感染症、交通事故や犯罪などあらゆるリスクへ包括的に対応するため、
 ・防災・減災の主流化（災害への備え）
 ・感染症・家畜伝染病への対応
 ・日常生活のリスク低減 等を推進

※ 複数事項にまたがる事業については、重複して事業費を計上

社会経済情勢等に応じ
施策強化

10の政策分野

I 健康・余暇 R7:770億円	II 家族・子育て R7:219億円
III 教育 R7:182億円	IV 居住環境・コミュニティ R7:53億円
V 安全 R7:57億円	VI 仕事・収入 R7:805億円
VII 歴史・文化 R7:4億円	VIII 自然環境 R7:68億円
IX 社会基盤 R7:610億円	X 参画 R7:19億円

「新しい時代を切り拓くプロジェクト」の展開

・長期的な視点に立って、岩手らしさを生かした新たな価値・サービスの創造などの先導的な取組を展開

広域振興圏の施策の推進

・市町村との連携、地域資源を生かした県北・沿岸振興
 ・人口減少対策に呼应した取組
 ・各広域振興圏の特性に合わせた地域課題の解決

（注1）4つの重点事項に係る主な増減理由

- ・〔自然減・社会減対策〕子ども・子育て支援に係る市町村補助等の増
- ・〔GXの推進〕林道整備事業費等の増
- ・〔DXの推進〕教育分野におけるICT機器の整備に伴う増
- ・〔安全・安心な地域づくり〕道路環境改善事業費、河川等災害復旧事業費等の増

（注2）本資料に掲載されている事業は、複数の項目に再掲されている場合がある。

4つの重点事項に係るポイント

1 自然減・社会減対策

R6 : 221億円 → R7 : 228億円 (うち新規分 2億円)

基本的な考え方

性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを進めながら、結婚・子育てや移住・定住など多様なライフステージに応じた支援を強化
令和7年度は、人口問題対策本部会議での議論を踏まえ、以下の方向性の下で少子化対策・社会減対策を展開

《施策の推進ポイント》

ジェンダーギャップの解消

少子化対策の強化の3つの柱

1 有配偶率の向上
＜出会いの機会の確保・創出＞

2 有配偶出生率の向上
＜全国トップレベルの子ども・子育て施策の展開＞

3 女性の社会減対策
＜雇用労働環境の改善と活躍できる環境の創出＞

＜プラスワン＞
広域振興局を
核とした市町村や
地域の状況に応じた
取組の強化

社会減対策の強化の3つの柱

1 多様な雇用の創出、労働環境と所得の向上
＜誰もが働きやすく活躍できる職場環境づくり、海外輸出の促進などによる付加価値額の向上＞

2 いわてとのつながりの維持・強化
＜いわてでの“暮らし”や“働き”の応援と魅力発信＞

3 地域の価値や魅力の発信による交流人口・関係人口の拡大
＜地域の生活文化や自然環境を生かしたインバウンド観光等の拡大・交流の促進＞

少子化対策の強化の3つの柱

1. 有配偶率の向上

主な事業

- 拡** ○ **岩手であい・幸せ応援事業費** **55百万円** [保健福祉部]
“いきいき岩手”結婚サポートセンターを運営するとともに、市町村との連携強化を担う結婚支援コンシェルジュの配置のほか、新たに婚活スキルアップセミナーを実施するなど、出会いや結婚を希望する県民の総合的な支援を実施
- **いわてで家族になろうよ未来応援事業費** **108百万円** [保健福祉部]
新婚世帯の新居住居費用等の支援を行う市町村に対し補助を行うとともに、29歳以下の世帯所得500万円未満の新婚世帯に対して、県独自の10万円の上乗せ支給を実施（補助率：1/2・2/3・3/4・定額、補助対象：市町村）
- **ライフデザイン形成支援事業費** **7百万円** [保健福祉部]
夫婦等のほか、高校生をはじめとする県内の若者に、結婚・妊娠・出産、子育てと仕事などの様々なライフイベントについて積極的に考え、将来のライフデザインを希望を持って描く機会を提供するためセミナーのほか、仕事、妊娠・出産、子育てをはじめとするライフプランに関する知識の普及啓発等を実施

2. 有配偶出生率の向上

主な事業

- 拡** ○ **妊産婦支援事業費** **23百万円** [保健福祉部]
妊産婦の通院等に対し支援する市町村への補助（補助率：1/2・3/4、補助対象：市町村）について、支給上限額を10万円に引上げ
- **市町村少子化対策支援事業費** **54百万円** [保健福祉部]
市町村が行う産後ケア等の利用促進や、子どもの遊び場整備に要する経費を補助（補助率：定額、補助対象：市町村）するとともに、モデル的に分野横断で少子化対策に取り組む町村が行う地域課題の分析等に対して伴走型支援を実施
- **いわて子育て応援保育料無償化事業費補助** **614百万円** [保健福祉部]
市町村が、幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する場合に要する経費を補助し、子育て世帯の経済的負担を軽減（補助率：1/2、補助対象：市町村）
- **いわて子育て応援在宅育児支援金** **100百万円** [保健福祉部]
市町村が、保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対し、在宅育児に係る支援金を支給する場合に要する経費を補助し、子育て世帯の経済的負担を軽減（補助率：1/2、補助対象：市町村）

少子化対策の強化の3つの柱（続き）

3. 女性の社会減対策

主な事業

- 新** ○ **固定的性別役割分担意識解消促進事業費** **3 百万円** [環境生活部]
企業や地域等における固定的性別役割分担意識の解消に向け、外部専門人材による講演会や出張セミナーなどを開催
- **いわて家事・育児シェア普及推進事業費** **3 百万円** [環境生活部]
家庭における固定的性別役割分担意識を解消し、男女が協力して家事・育児を行う意識醸成を図るため、公民連携による啓発キャンペーン等を実施
- 拡** ○ **いわて女性活躍支援強化事業費** **5 百万円** [環境生活部]
女性が働きやすい職場環境づくりを促進するため、いわて女性活躍企業等認定制度の普及や経営者向けセミナー開催のほか、新たに職場での女性活躍推進を牽引するキーパーソン養成セミナーを実施
- **いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費** **16 百万円** [環境生活部]
女性の多様で柔軟な働き方の推進及び所得向上を図るため、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル取得と就労を支援
- 拡** ○ **いわて働き方改革加速化推進事業費** **10 百万円** [商工労働観光部]
県内企業における働き方改革の促進や生産性向上、ジェンダーギャップの解消等を推進するため、労働環境の整備と処遇改善に向けた取組を支援するとともに、若者や女性などに魅力ある職場環境づくりに向けて、新たに企業における従業員エンゲージメントを高める取組を支援
- **若者・女性創業支援資金貸付金** **592 百万円** [商工労働観光部]
若者（39歳以下）又は女性の新規創業者に対して、開業に必要な資金を貸付（新規融資枠を拡大）
- 拡** ○ **魅力ある職場づくり推進事業費** **10 百万円** [商工労働観光部]
ジェンダーギャップ解消の取組を促進し、若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の整備の促進を図るため、所定内労働時間の短縮や子育てしやすい環境整備に加え、新たに、リスク軽減の取組に対する支援を強化（補助率：定額（新たに、3区分以上の取組を実施する事業所は補助上限額を引き上げ）、補助対象：中小企業等）
- 拡** ○ **未来のものづくり人材育成・地元定着促進事業費** **26 百万円** [商工労働観光部]
地域ものづくりネットワーク等を中心とした各段階に応じた人材育成を推進するとともに、新たに女子中高生等を対象にものづくり企業で活躍する女性社員等との意見交換を実施するなど、ジェンダーバイアスの解消を図りながら、ものづくり産業への進路選択や就職につなげる取組を推進
- 拡** ○ **幸せ創る女性農林漁業者育成事業費** **9 百万円** [農林水産部]
女性が働きやすい環境整備や女性グループの経営力・自主企画力向上に向けた取組などを支援するほか、新たにアンコンシャス・バイアスの解消に向けた若者との協働等による女性漁業者の情報発信等を実施

社会減対策の強化の3つの柱

1. 多様な雇用の創出、労働環境と所得の向上

主な事業

- 新** ○ **介護人材確保事業費（介護生産性向上推進総合事業費）** **14百万円** [保健福祉部]
介護人材不足に対応し、介護サービスの質の向上につなげていくため、地域課題等について共有・意見交換する会議を開催するとともに、業務改善等の相談や支援等にワンストップで対応する「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置
- 拡** ○ **いわて働き方改革加速化推進事業費** **10百万円** [商工労働観光部]
県内企業における働き方改革の促進や生産性向上、ジェンダーギャップの解消等を推進するため、労働環境の整備と処遇改善に向けた取組を支援するとともに、若者や女性などに魅力ある職場環境づくりに向けて、新たに企業における従業員エンゲージメントを高める取組を支援
- 拡** ○ **魅力ある職場づくり推進事業費** **10百万円** [商工労働観光部]
ジェンダーギャップ解消の取組を促進し、若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の整備の促進を図るため、所定内労働時間の短縮や子育てしやすい環境整備に加え、新たに、リスキリング推進の取組に対する支援を強化（補助率：定額（新たに、3区分以上の取組を実施する事業所は補助上限額を引き上げ）、補助対象：中小企業等）
- **中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助** **100百万円** [商工労働観光部]
経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内中小企業等に対して、設備投資・人材育成等に係る経費の一部を補助（補助率：定額、補助対象：県内中小企業者）
- 新** ○ **半導体関連人材育成推進事業費** **16百万円** [商工労働観光部]
令和7年4月に開所予定の半導体関連人材育成施設を活用し、半導体関連企業や参入を希望する地場企業の従業員のほか、大学生や高専生、小中高生など幅広い世代を対象とした人材育成・確保の取組を推進
- 拡** ○ **起業・スタートアップ推進事業費** **12百万円** [商工労働観光部]
「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」による関係機関の連携を通じ、地域経済の新たな担い手となる起業家の成長を支援するとともに、新たに県内スタートアップ企業と海外ベンチャーキャピタルとの連携を促進
- 拡** ○ **海外輸出力強化事業費** **41百万円** [商工労働観光部]
海外における県産品の販路を拡大するため、プロモーションの展開先を拡充し、県内企業の海外ビジネス展開を支援
- 新** ○ **多様な農業人材確保推進事業費** **6百万円** [農林水産部]
地域農業の中核となる経営体の雇用を確保するため、シニア世代等の短期雇用人材の確保に向けた労働力マッチングアプリの活用支援や、外国人材の受入れに向けた就労環境整備等に関する研修会を開催
- 新** ○ **畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助** **98百万円** [農林水産部]
畜産物（牛肉・鶏肉・乳製品）の輸出拡大を図るため、コンソーシアム（畜産物の生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制）が実施する商談・プロモーション、輸出先国の基準に対応するための取組等を支援（補助率：定額、補助対象：協議会等）

社会減対策の強化の3つの柱（続き）

2. いわてとのつながりの維持・強化

主な事業

- 拡** ○ **いわて就業促進事業費** **101 百万円** [商工労働観光部]
県内企業と求職者やU・Iターン希望者とのマッチング支援、県内企業によるインターンシップの実施に対する支援等を行うほか、新たに外国人インターンシップの受入費用を補助する市町村を支援（補助率：定額、補助対象：県内中小企業・市町村）
- **いわて暮らし応援事業費** **211 百万円** [商工労働観光部]
U・Iターンを促進するため、移住支援金の支給等の取組を実施するにあたり、新卒学生に対する支援や子育て世帯及び若者・女性に対する支給額加算を実施するとともに、首都圏等からの移住者の起業を支援（補助率：3/4・定額等、補助対象：市町村・移住者等）
- 新** ○ **ものづくり高度人材の県内就職・確保促進事業費** **8 百万円** [商工労働観光部]
ものづくり産業を支える高度人材を確保するため、進学希望の高校生や県内外の大学生の県内企業への理解を促進するほか、県内ものづくり企業と求職者のマッチング機会を創出することにより、県内就職及びU・Iターンを促進
- **いわてターン促進事業費** **4 百万円** [商工労働観光部]
地方移住への関心の高まりを本県へのU・Iターンにつなげるため、県内において帰省者や岩手ファンに向けたプロモーションを実施
- **いわてニューファーマー支援事業費** **445 百万円** [農林水産部]
新規就農者の確保・定着を図るため、就農前の研修や就農直後の経営確立のための資金を交付するほか、経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援（補助率：定額、補助対象：就農希望者、認定新規就農者等）
- 拡** ○ **農林水産就業支援事業費** **6 百万円** [農林水産部]
メタバースを活用した就業相談会の対象を農業に加え、林業や漁業に拡大するとともに、新たにリモート就農体験ツアーを開催するほか、県外飲食店等を対象にメタバースを活用した商談会を開催
- **いわて移住・雇用就農促進事業費** **3 百万円** [農林水産部]
農業の新たな担い手の確保・育成を図るため、本県への雇用就農希望者に対し、移住・定住を通じた農業法人等への雇用就農を支援
- 拡** ○ **いわてお試し居住体験事業費** **35 百万円** [県土整備部]
本県への移住・定住の促進を図るため、県外からの移住希望者や新たに農林水産業等の担い手を目指す者に対して家電等を整備した県営住宅を低廉な家賃で提供
- **若者・移住者空き家住まい支援事業費補助** **4 百万円** [県土整備部]
若者世代及び県外からの移住希望者を対象に、市町村の「空き家バンク」に登録された空き家の取得・改修費用等に補助する経費に対する上乗せ補助を実施（補助率：定額、補助対象：市町村）

社会減対策の強化の3つの柱（続き）

3. 地域の価値や魅力の発信による交流人口・関係人口の拡大

主な事業

- **地域おこし協力隊活動支援事業費** **3百万円** [ふるさと振興部]
地域おこし協力隊経験者等を核としたネットワークや市町村と連携し、合同での募集説明会を開催するなど地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び任期終了後の定着に向けた取組を実施
- 拡** ○ **人口減少対応型関係人口推進事業費** **9百万円** [ふるさと振興部]
岩手でスキルを生かしたい複業人材と企業等とのマッチング等を実施するなど「関係人口」の量的・質的な拡大を図るほか、新たに県北・沿岸地域で「人口減少対策フォーラム」を開催し、男女・世代・地域間のアンコンシャス・バイアスを解消する取組を実施
- **北上川バレープロジェクト推進事業費** **3百万円** [ふるさと振興部]
北上川バレーエリアの魅力を広く県内外に発信するとともに、アドバイザーボードや構成市町との連携を図り、より一層「働きやすく、暮らしやすい」エリアとする取組を実施
- 新** ○ **三陸総合振興体制構築支援事業費** **14百万円** [ふるさと振興部]
公益財団法人さんりく基金との連携により、三陸の観光産業等の振興を図る新体制構築に向けた検討等の取組を実施
- 新** ○ **北海道・東北ブロック民俗芸能大会開催費** **6百万円** [文化スポーツ部]
民俗芸能の保存・継承活動を促進するため、「第67回北海道・東北ブロック民俗芸能大会」を開催
- 新** ○ **大阪・関西万博東北合同出展事業費** **21百万円** [商工労働観光部]
東北の自治体及び東北観光推進機構と連携し、大阪・関西万博に東北PRブースを出展
- 新** ○ **みちのく潮風トレイル受入態勢強化事業費** **10百万円** [商工労働観光部]
地域の観光事業者や行政、DMO等多様な関係者と連携し、地域一体となったみちのく潮風トレイルの受入態勢強化を実施
- **インバウンド消費拡大推進事業費** **6百万円** [商工労働観光部]
訪日外国人等に対する伝統工芸品をはじめとする県産品等のプロモーションを通じたインバウンド消費拡大を推進
- 新** ○ **農山漁村体験受入体制強化対策事業費** **3百万円** [農林水産部]
教育旅行やインバウンド等の多様なニーズに対応できる受入体制を強化するため、各地域における協議会での受入体制強化プランの策定支援や、モデル地区における広域連携計画策定等を実施
- 拡** ○ **クルーズ船誘致プロモーション事業費** **8百万円** [県土整備部]
観光資源など「岩手の魅力」を知っていただくモニターツアーを新たに実施するなどし、国内外の船社等を対象としたプロモーションを強化

自然減・社会減対策のプラスワン

市町村や地域の状況に応じた取組の強化

主な事業

- **地域経営推進費** **470 百万円** [ふるさと振興部]
広域振興局が各地域の地域振興や地域課題の解決に向け、きめ細かな事業を実施するとともに、現場主義に立脚した完結性の高い広域行政等に向けた市町村の取組の支援に加え、市町村との更なる連携の強化を図り市町村が行う人口減少対策等の取組を支援
- **活力ある小集落支援推進事業費** **2 百万円** [ふるさと振興部]
将来にわたり持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、買い物等の移動手段やコミュニティ再生等、地域の課題解決に向けた住民主体の取組を促進
- **市町村間連携支援事業費** **1 百万円** [ふるさと振興部]
市町村が持続可能で安定的な行政サービスを提供するため、職員合同就職セミナーの開催や共同採用など、市町村が行う人材確保の取組を支援
- 拡** ○ **妊産婦支援事業費** **23 百万円** [保健福祉部]
妊産婦の通院等に対し支援する市町村への補助（補助率：1/2・3/4、補助対象：市町村）について、支給上限額を10万円に引上げ
- 拡** ○ **保育対策総合支援事業費** **291 百万円** [保健福祉部]
保育所等における医療的ケア児の受入れ体制整備、指定保育士養成施設の学生に対する修学資金の貸付（貸付枠を45名に拡充、就職活動準備金貸付の新設）に要する経費の補助（補助率：1/4・7/8・10/10・定額、補助対象：市町村、岩手県社会福祉協議会）等を実施
- **地域子ども・子育て支援事業交付金** **2,230 百万円** [保健福祉部]
地域の子ども・子育て支援充実のため、市町村が行う放課後児童健全育成事業や一時預かり事業等に要する経費を補助（補助率：1/6・1/3、補助対象：市町村）
- 拡** ○ **アパレル・漆等いわて価値創造産業支援事業費** **6 百万円** [商工労働観光部]
学生と事業者の交流等を通じ、若者・女性が活躍できる産業としての魅力の発信を行い、人材の確保、育成を図る取組について、アパレルのほか、漆産業等にも対象を拡大
- 新** ○ **農山漁村体験受入体制強化対策事業費** **3 百万円** [農林水産部]
教育旅行やインバウンド等の多様なニーズに対応できる受入体制を強化するため、各地域における協議会での受入体制強化プランの策定支援や、モデル地区における広域連携計画策定等を実施
- **海業推進モデル事業費** **10 百万円** [農林水産部]
漁村の活性化や交流人口の拡大を図るため、海や漁村の地域資源を活用した海業の理解醸成等に向けたシンポジウムの開催や海業振興計画に基づくビジネスモデルづくりを実施

※ 参考（岩手県立病院等事業会計への繰出金）

地域医療を守り、広大な県土で医療を提供するため、令和7年度においても、**一般会計から220億円余**を県立病院等事業会計へ繰出し

10の政策分野のポイント

X

参画

～男女共同参画や若者・女性、高齢者、障がい者などの活躍、幅広い市民活動や県民運動など
幸福の追求を支える仕組みが整っている岩手～

R7 : 19億円

※新型コロナウイルス感染症対応・原油価格物価高騰対策分等を除く。

取組の方向性とポイント

- ・ **官民一体**での取組による家庭や学校、企業など地域社会における**ジェンダーギャップの解消、女性活躍の推進**
- ・ **市町村や地域づくり団体等との協働**による**若者が活躍できる環境づくり、地域社会全体の意識醸成**
- ・ ボランティア・NPO・市民活動に係る**多様な主体の連携・協働事例の発信、県民の理解促進、参加・参画の機運醸成**

主な事業

- **いわて男女共同参画プラン推進事業費** **26百万円** [環境生活部]
男女共同参画社会実現に向け、男女共同参画センターを拠点として各種講座の開催や情報提供、相談事業、LGBT等への理解促進の取組を実施
- 新** ○ **固定的性別役割分担意識解消促進事業費** **3百万円** [環境生活部]
企業や地域等における固定的性別役割分担意識の解消に向け、外部専門人材による講演会や出張セミナーなどを開催
- **いわて家事・育児シェア普及推進事業費** **3百万円** [環境生活部]
家庭における固定的性別役割分担意識を解消し、男女が協力して家事・育児を行う意識醸成を図るため、公民連携による啓発キャンペーン等を実施
- 拡** ○ **いわて若者活躍支援強化事業費** **24百万円** [環境生活部]
若者の主体的な活動を支援するため、ネクストジェネレーションフォーラムの開催や、若者カフェの連携拠点の更なる拡充のほか、カフェマスターと連携し若者のアイデア実現を支援（補助率：定額、補助対象：若者グループ）
- 拡** ○ **いわて女性活躍支援強化事業費** **5百万円** [環境生活部]
女性が働きやすい職場環境づくりを促進するため、いわて女性活躍企業等認定制度の普及や経営者向けセミナー開催のほか、新たに職場での女性活躍推進を牽引するキーパーソン養成セミナーを実施
- **いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費** **16百万円** [環境生活部]
女性の多様で柔軟な働き方の推進及び所得向上を図るため、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル取得と就労を支援
- **女性のためのつながりサポート事業費** **15百万円** [環境生活部]
孤独・孤立や生活困窮など様々な困難を抱える女性を支援するため、当事者に寄り添ったきめ細かな相談体制の整備や居場所づくり等を実施
- **NPO活動交流センター管理運営費** **36百万円** [環境生活部]
- **いわてで生み育てる県民運動推進費** **5百万円** [保健福祉部]
- **いわてで働こう推進協議会管理運営費** **0.4百万円** [商工労働観光部]
若者や女性等の県内就業やU・Iターンの促進を図るため、「いわてで働こう推進協議会」を核として、オール岩手で人材の確保や定着、ジェンダーギャップ解消の取組を推進

【再掲】「ジェンダーギャップの解消」関連事業

県民誰もが活躍できる環境づくりに向け、**ダイバーシティ（多様性）**や**インクルージョン（包摂性）**に富む社会を実現するため、「ジェンダーギャップの解消」に関する施策を強化し、分野横断で展開

主な事業

○	いわて家事・育児シェア普及推進事業費	3 百万円	[環境生活部]
○	いわて男女共同参画プラン推進事業費	26 百万円	[環境生活部]
○	ライフデザイン形成支援事業費	7 百万円	[保健福祉部]
拡 ○	未来のものづくり人材育成・地元定着促進事業費 新たに女子中高生等を対象に、ものづくり企業で活躍する女性社員等との意見交換を実施するなど、ジェンダーバイアスの解消を図りながら、ものづくり産業への進路選択や就職につなげる取組を推進	26 百万円	[商工労働観光部]
新 ○	固定的性別役割分担意識解消促進事業費 企業や地域等における固定的性別役割分担意識の解消に向け、外部専門人材による講演会や出張セミナーなどを開催	3 百万円	[環境生活部]
拡 ○	人口減少対応型関係人口推進事業費 新たに県北・沿岸地域で「人口減少対策フォーラム」を開催し、男女・世代・地域間のアンコンシャス・バイアスを解消する取組を実施	9 百万円	[ふるさと振興部]
拡 ○	いわて女性活躍支援強化事業費 女性が働きやすい職場環境づくりを促進するため、いわて女性活躍企業等認定制度の普及や経営者向けセミナー開催のほか、新たに職場での女性活躍推進を牽引するキーパーソン養成セミナーを実施	5 百万円	[環境生活部]
拡 ○	魅力ある職場づくり推進事業費 ジェンダーギャップ解消の取組を促進し、若者や女性などに魅力ある雇用・労働環境の整備の促進を図るため、所定内労働時間の短縮や子育てしやすい環境整備等を実施（補助率：定額（新たに、3 区分以上の取組を実施する事業所は補助上限額を引き上げ）、補助対象：中小企業等）	10 百万円	[商工労働観光部]
拡 ○	いわて働き方改革加速化推進事業費 働き方改革の促進や生産性向上、ジェンダーギャップの解消等を推進するため、労働環境の整備と処遇改善に向けた取組を支援するとともに、若者や女性などに魅力ある職場環境づくりに向けて、新たに企業における従業員エンゲージメントを高める取組を支援	10 百万円	[商工労働観光部]
拡 ○	幸せ創る女性農林漁業者育成事業費 女性が働きやすい環境整備や女性グループの経営力・自主企画力向上に向けた取組などを支援するほか、新たにアンコンシャス・バイアスの解消に向けた若者との協働等による女性漁業者の情報発信等を実施	9 百万円	[農林水産部]
○	沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費 水産加工事業者が実施する女性が働きやすい職場環境の整備等に要する経費の一部を補助する市町村を支援（補助率：定額、補助対象：市町村）	28 百万円	[復興防災部]
○	いわて女性デジタル人材育成プロジェクト事業費	16 百万円	[環境生活部]
○	女性のためのつながりサポート事業費	15 百万円	[環境生活部]
○	いわてで働こう推進協議会管理運営費	0.4 百万円	[商工労働観光部]

1 開催の目的

県では、これまで多様な性に関する普及啓発や当事者支援に取り組んできたが、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解に関する法律（理解増進法）の成立、パートナーシップ制度導入自治体の増加、性的マイノリティの権利を巡る訴訟が相次ぐなど、ここ数年で社会情勢が大きく変化し、関心や認識が高まっている。

このような状況の中で、男女共同参画審議会からも、改めて県内の実態把握と望ましい施策の検討を求める意見があったことから、有識者等から助言を得、多様な性の尊重と性的マイノリティへの偏見や差別解消に向けた施策に反映させるため、「多様な性に関する懇話会」を実施したものの。

2 日時・場所

令和6年9月4日(水)17:00~18:45

いわて県民情報交流センター「アイーナ」団体活動室2

3 参加者

氏名	役職等
海妻径子	岩手大学副学長
天間正継	弁護士
福島裕子	岩手県立大学看護学部教授
三宅凜月	いわてレインボーマーチ共同代表
山屋理恵	NPO法人インクルいわて代表／岩手県男女共同参画センター長

■ 主な意見

■ 全体について

県の取組や姿勢、現状等に対して

- ・ マジョリティの人たちの認識を正していくことは政府や行政の責任である。
- ・ 課題解決ための方策を提案したときに、他がやっていないことを理由に、やらない方向に向いてしまうことがある。そのような姿勢では進まない。
- ・ マイノリティは、マジョリティ側から「理解されるよう」「努力するよう」強いられてきている。マジョリティ側は、そのように受け取られ得る話し方等について、センシティブでなければならない。
- ・ 理解向上に取り組むことも大事とは思いますが、当事者が困ってからどうフォローしていくかではなく、困ることがないようにしていくことも一緒に議論していかないといけない。
- ・ 岩手は広く、交通の便も良くはない。待っていても社会が変わらないから団体は活動しているが制約もあるし、当事者が矢面に立ち続けて、色々な声をかけられながら活動していくのはすごく体力が要る。
- ・ 仲間が見つけれず困っていてどうしようもない当事者の人たちも沢山いる。
- ・ 行政が支援者をうまくマネジメントしながら、居場所づくりなどの当事者支援をやっていただけたらと思う。

■ 主な意見

■ 理解増進の取組について

教育・啓発

- ・ 県民の理解が深まってきたと感じる部分もあるが足りないと感じる部分もある。
- ・ 重要性を理解している団体は教育をしっかりしているが、着手できてない団体もある。
- ・ 当事者が困りごとを深める前に周囲の理解者を増やすためにも、教育の機会を増やすことが重要である。
- ・ 昔は、親から「育て方が悪かった。」といったような相談もあったが、そのような誤った認識は減り、「当事者の子どもがどう安心して暮らせるか」を考えられるようになってきている。
- ・ 親世代にも、支援・サービスの情報が伝わる取組があるとよい。

■ 主な意見

■ 理解増進の取組について

パートナーシップ宣誓制度

- ・岩手県は、基礎自治体優先としてパートナーシップ宣誓制度を導入していないが、都道府県単位で制度を導入しているところはたくさんある。
- ・県が制度導入に向けた指針を作って働きかけていったことも大事なことであったが、県として制度を導入して市町村との運用の協力をした方がいいのでは。
- ・仮に、自身が住む市町村に制度がなくて、県が制度を導入していて、盛岡の県庁まで行かなければ申請ができないのだとしても、そこに行けば関係を認めてもらえるということがわかっているだけでも、当事者にとっては良いこと。
- ・県として制度を導入することに反対する市町村があるのか。反対をするにしても妥当な理由はないであろう。理解が得られない市町村があれば適用範囲から外す等が考えられる。やり方は0か1かではないはず。
- ・多様な性に関する理解や情報提供の綿密さには、県内でも地域差があり、年代間でも理解に差があると感じている。パートナーシップ制度の導入・浸透が理解の突破口になるのではないか。
- ・性的マイノリティに限らず、子育ても含めて若者にやさしい県だということが打ち出されることが人口流出防止の面でも大事。
- ・パートナーシップ制度も受け入れられないような自治体に、新しい生き方をしたい人たちが住みたがるとは思えない。導入済・予定市町村が県内で半数近い。「市町村に認識がなくて導入しないのは仕方ない」とするのではなく、県が主導して進めていい段階ではないか。

■ 主な意見

■ 当事者支援について

孤独・孤立、困窮への対応

- ・どのような行政サービスが提供されているかわからない当事者も結構いる。支援が必要そうな人がそのサービスまで行き着いていないことも結構あり、もったいない状態がある。また、困って相談をするけどその先がないこともあり残念。
- ・働くことができない当事者が一定数いる。カミングアウトした状態で働き始めたいという当事者は、採用面接を通過しにくい。就労支援を利用している当事者も多い。
- ・労働者アンケート（職場の困りごと）の数字に表れてこない困りごとを吸い上げるためには、県主催で居場所づくりのような活動をやっていくのもいい。

公共施設利用における困難への対応

- ・様々な場面での性的マイノリティへの配慮について「法令等でここまでしか求められていないからこれだけ対応すれば十分」というものではなく、反動があったとしても、いかにそこで踏ん張り維持・前進させるかが大切である。
- ・トランスジェンダーのトイレ利用について、司法が「社会全体で議論され、コンセンサス形成が望まれる」ということには抵抗を感じる。性的マイノリティの立場の人は、議論の場に引きずり出されて更に傷つけられたりする。マジョリティが属性を問われながらトイレを利用していないのに、なぜ性的マイノリティの当事者の権利を問題化して議論しなければならないのか疑問。
- ・なお、当事者の人権と犯罪機会を同軸で議論するのはデマが出て危険である。

1 計画策定の趣旨

男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため策定した**現行の「いわて男女共同参画プラン」**が、**令和7年度で計画期間終了**となることから、**新たな「いわて男女共同参画プラン」**を策定するもの。

2 計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度の5年間

3 計画策定の根拠及び計画に定める事項

(1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づく「都道府県男女共同参画計画」及び岩手県男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画計画」

ア 男女共同参画の推進に関する**総合的かつ長期的な目標及び施策の方向**

イ アに基づき実施すべき**具体的な男女共同参画の推進に関する施策**

ウ ア及びイのほか、男女共同参画の推進に関する**施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項**

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条に基づく「都道府県推進計画」

ア 県内における**女性の職業生活における活躍の推進に関する施策**

※ 女性活躍推進法は、令和7年度末に期限を迎えるが、女性版骨太の方針2024（R6.6.11すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、延長に向けた改正法案を令和7年通常国会に提出することを目指す、と明記。）

4 計画の性格

- (1) 県の男女共同参画を推進する実施計画であり、中長期的見通しに立って、本県における男女共同参画社会づくり（女性の職業生活における活躍の推進を含む）の目標と方向、その実現方策を総合的に定めるもの。
- (2) 国に対しては県の取組に対する積極的な支援・協力を求めるとともに、市町村に対してはこの計画を勘案した行動計画の策定と、県との連携による一体的な施策の推進を要請するもの。
- (3) 県民一人ひとりが男女共同参画の実現を自らのこととして考え、職場・学校・地域・家庭等において取り組む際や、関係団体・民間企業が自主的な活動や事業に取り組む際における基本指針となるもの。

5 計画策定の方向性

現行の「いわて男女共同参画プラン」の取組状況の評価、国の第6次男女共同参画基本計画（令和8年度から令和12年度までの施策の基本的方向等が盛り込まれる見込み）や女性活躍推進法の期限延長等の動向、その他社会経済情勢等の変化を踏まえて、本県における男女共同参画の推進に関する目標、方向、施策等及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるもの。

重視すべき視点

岩手県では、若者、特に女性の県外転出が人口減少の大きな要因となっており、人口減少の流れを食い止めるためにも、依然として課題となっているジェンダーギャップの解消に取り組むとともに、多様性の理解促進に向けた取組を進め、県民一人ひとりの様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換していくことを目指す計画とする。

6 策定までのスケジュール

令和7年2月7日	令和6年度岩手県男女共同参画審議会（諮問、策定方針協議）
令和7年3～5月	市町村、関係団体等の意見聴取
令和7年6月	令和7年度第1回岩手県男女共同参画審議会（骨子案協議）
令和7年9月	令和7年度第2回岩手県男女共同参画審議会（素案協議）
令和7年12月	県議会12月議会（素案） パブリックコメント実施
令和8年2月	令和7年度第3回岩手県男女共同参画審議会（最終案協議） 県議会2月議会（最終案）

【参考】国の第6次男女共同参画基本計画の策定状況

令和6年12月13日	計画策定に向けた「基本的な考え方」についての内閣総理大臣からの諮問 （男女共同参画会議（第73回））
令和6年12月下旬～	現行第5次計画のフォローアップ 第6次計画策定に向けた論点整理、議論
令和7年夏～	「基本的な考え方」（素案）のとりまとめ 公聴会、パブリックコメント 「基本的な考え方」の答申（男女共同参画会議） 第6次計画の諮問・答申（男女共同参画会議）
令和7年12月	第6次計画閣議決定

若者・女性に「選ばれる岩手」宣言

地方創生から10年が経ち、岩手の子育て環境や雇用情勢、地域の魅力は大幅に向上しました。一方、東京一極集中はむしろ加速し、若者・女性の県外転出が高い水準で続いています。

人口の移動は個人の選択の結果であり、個人の判断は尊重すべきですが、若者・女性一人ひとりの人生選択の中で「選ばれる岩手」であることが重要です。

国も地方創生の再起動に踏み出しました。私たちは、いま、これまで築き上げた成果を土台に、若者・女性が暮らしやすい・働きやすい「選ばれる岩手」であるように行動する時です。

そこで重要なのが、家庭や地域、職場での性別による固定的な役割分担の解消です。

県では、令和3年に、「性別による固定的な役割分担意識をなくそういわて宣言」を行い、県内に賛同の輪が広がっています。さらに、私たちは、具体的に、家庭や地域、職場での性別による固定的な役割分担を変えるべきであり、変えることができるのではないのでしょうか。

家事・育児・介護の負担や地域における特定の役割などの性別による固定化を解消しましょう。性別によらない採用・登用、共働き・共育てを可能にするライフスタイルに応じた柔軟な働き方の導入などを着実に進めていきましょう。

女性に選ばれる環境は、若者にも選ばれる、全ての人にとっても良い環境になります。そうしたお互いを尊重し支え合える環境は、家庭や地域、職場でのウェルビーイング（幸福）が高まり、様々なイノベーションが生み出される環境でもあります。

岩手が若者・女性に選ばれるように、県民みんなで頑張りましょう。

令和7年1月17日

いわて未来づくり機構 ラウンドテーブルメンバー

岩手県商工会議所連合会 会長 一般社団法人岩手経済同友会 代表幹事 大船渡商工会議所 会頭

谷村 邦久 岩山 徹 米谷 春夫

国立大学法人岩手大学 学長 公立大学法人岩手県立大学 学長 岩手県知事

小川 智 鈴木 哲人 達増 拓也

参考資料2

内閣府男女共同参画局
男女共同参画会議(第73回)資料

女性活躍・男女共同参画に関する 現状と今後の課題について

令和6年12月13日
男女共同参画会議

意思決定層における女性の参画を妨げる課題への対応

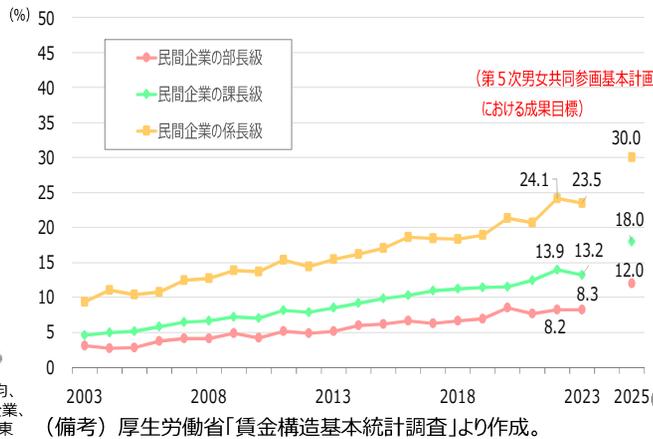
・第5次男女共同参画基本計画に掲げた目標の達成に向けて、同計画の達成状況についてフォローアップを行うとともに、企業における女性登用の更なる加速化、女性起業家の支援強化など経済分野の取組をはじめ、意思決定層における女性の参画を妨げる課題をしっかりと分析し、あらゆる分野における取組の一層の強化につなげることが重要である。

図1 女性役員比率の推移



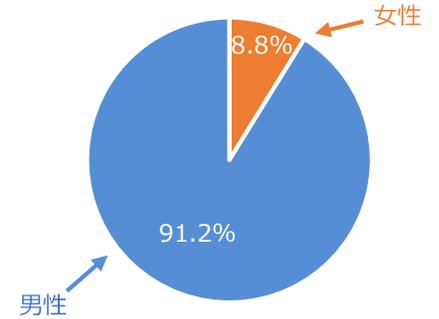
(備考) (1)東洋経済新報社「役員四季報」及び内閣府調査に基づき内閣府において作成。日本を除くG7諸国の平均、OECD諸国の平均はOECD「Social and Welfare Statistics」から引用。(2)全上場企業、東証一部上場企業、2023年以前の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役及び執行役。(3)2024年以降の東証プライム市場上場企業における役員は、取締役、監査役、執行役に加えて、各企業が女性役員登用目標の前提とした執行役員又はそれに準じる役職者(会社法上の「支配人その他の重要な使用人の選任及び解任」として、取締役会の決議による選任・解任がされている役職者を基本とし、業務において重要な権限を委任されている役職者等)も含む。(4)調査時点は、原則として各年7月31日現在。

図2 管理職相当の女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

図3 J-Startup選定企業における女性経営者の割合



(注) J-Startup選定企業とは経済産業省が2018年6月に立ち上げた政府機関と民間支援プログラムに基づき、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦により、外部審査委員会での厳正な審査により選ばれたスタートアップ企業のこと。J-Startup選定企業239社における、女性経営者の割合(2024年12月時点)。「女性起業家支援パッケージ」において、2033年までに20%以上を目指すとしている。

図4 女性候補者・当選者・議員の比率

1. 候補者・当選者に占める女性の割合

	目標 (いずれも2025年)	女性候補者割合	女性当選者割合
衆議院	35%※1	23.4% (17.7%)	15.7% (9.7%)
参議院	35%※1	33.2% (27.4%)	27.4% (22.6%)
統一地方選挙	35%※2	19.2% (16.0%)	19.9% (16.3%)

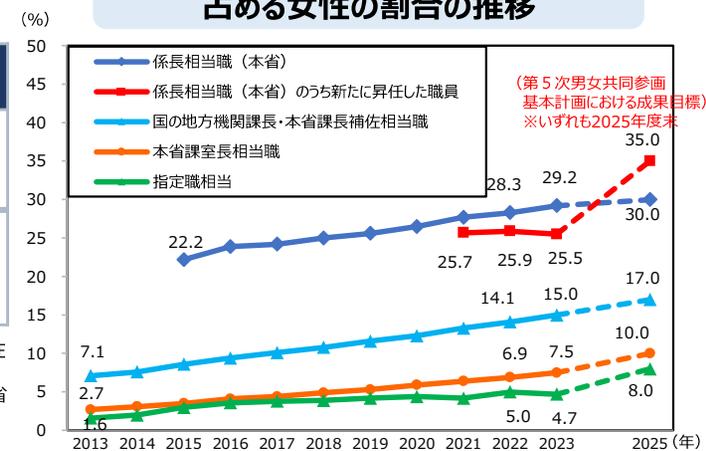
(注) 女性候補者割合及び女性当選人割合ともに総務省調べによる。()内は前回選挙の数。
※1 政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。
※2 政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

2. 各議会における女性の割合

	女性議員割合	合計
衆議院※1	15.7%	19.0%
参議院※1	25.4%	
都道府県議会※2	14.6%	17.4%
市区町村議会※2	17.6%	

※1 衆議院は2024年11月8日現在、参議院は2024年11月10日現在の数。(衆議院及参議院HPより)
※2 都道府県議会、市区町村議会は2023年12月31日現在。(総務省調べ)

図5 国家公務員の各役職段階に占める女性の割合の推移

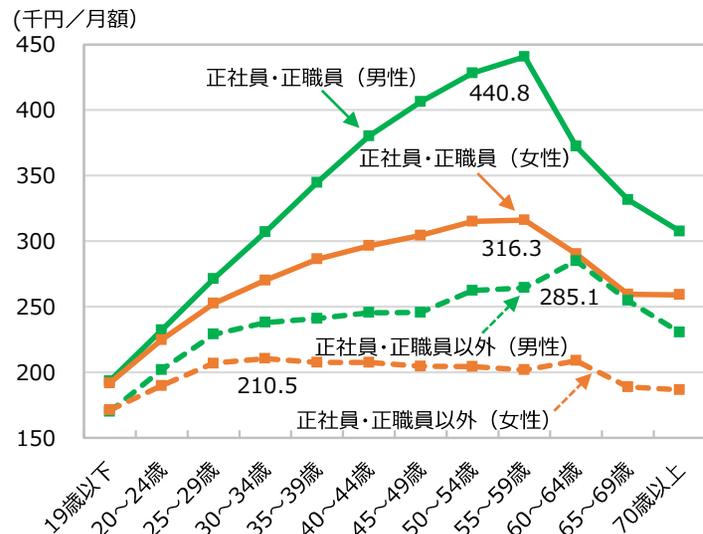


(備考) 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」より作成。

全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり

・女性の所得向上・経済的自立を実現するため、男女間賃金格差の是正に取り組むとともに、正規雇用の女性の就業継続への支援、「女性デジタル人材育成プラン」の見直しなどリスクリングの支援の強化、仕事と育児・介護・健康課題の両立支援など、全ての人が希望に応じて働くことのできる環境づくりに取り組む必要がある。

図6 所定内給与額（雇用形態別・年齢階層別）



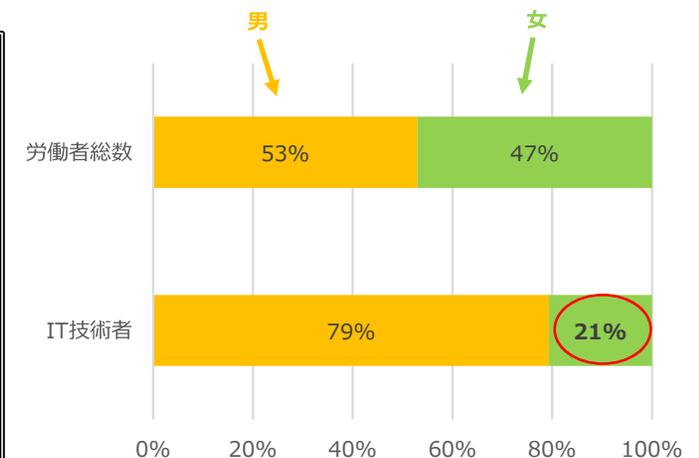
(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より作成。

図7 女性活躍推進法の改正
(女性版骨太の方針2024 抜粋)

**女性活躍・男女共同参画の重点方針2024
(女性版骨太の方針2024)**
(令和6年6月11日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

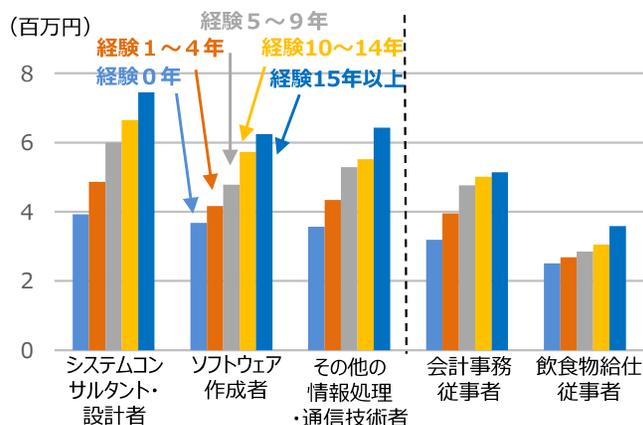
II 所得向上、リスクリングの推進
(1) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進
⑧女性活躍推進法の改正
令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法について、延長に向けた改正法案を令和7年通常国会において提出することを目指し、事業主が女性特有の健康課題に取り組むことや、より正確かつ最新の情報の公表の促進など、更なる女性活躍推進に向けた所要の検討を行う。

図8 IT技術者の男女比率



(備考) 1. 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より、一般労働者数と短時間労働者数の合計。
2. IT技術者は、「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の3職種を足し合わせたもの。

図9 デジタル分野の女性人材の年収



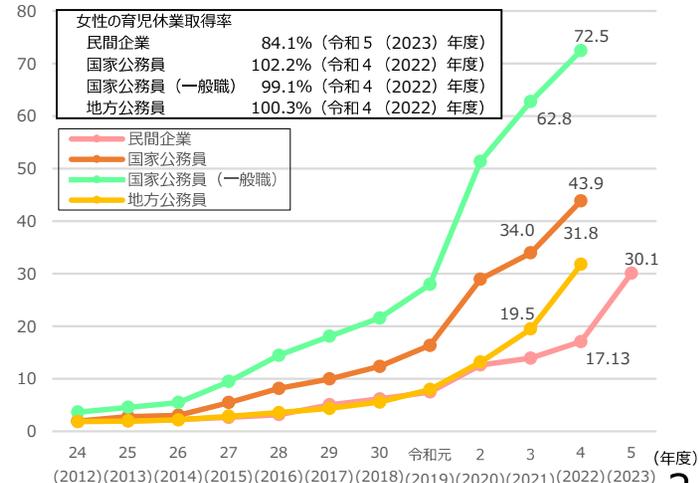
(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より作成。

図10 女性デジタル人材育成プランの見直し

女性デジタル人材育成プラン
(令和4年4月26日 男女共同参画会議決定)

第4章 今後の推進体制
本プラン策定の3年後を目途に、各種統計を用いてデジタル人材における男女割合をマクロの視点から点検するとともに、本プランで掲げるデジタル人材の育成に関する「デジタルスキル習得支援」及び「デジタル分野への就労支援」における主要な取組（職業訓練、高等教育等の主要施策や、デジタル人材育成プラットフォームが提供する現場研修等のプログラム等）について、男女割合や人数を実績として把握した上で、プラン全体の施策の在り方について必要な見直しを行う。

図11 男性の育児休業取得率の推移



(2012)(2013)(2014)(2015)(2016)(2017)(2018)(2019)(2020)(2021)(2022)(2023)

女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり

・地方においては、少子高齢化や人口減少の進展により、様々な局面において、担い手として欠かせない女性の参画がこれまで以上に求められる状況であり、地域の実情に応じた取組を進め、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりに取り組む必要がある。

図12 地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合

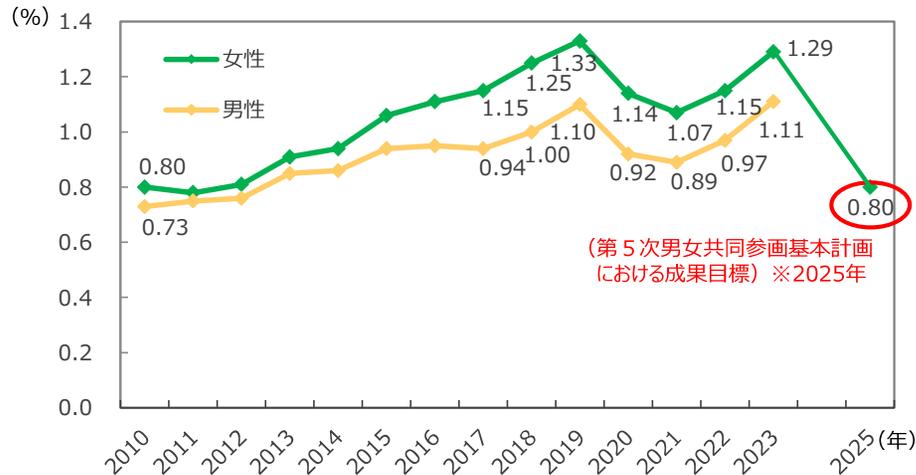


図13 3大都市圏の転入超過数と有効求人倍率の推移



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。
2. 三大都市圏（東京圏、名古屋圏及び関西圏）を除く道県の対前年転出増加数を算出。
3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

図14 都道府県ごとの男女参画状況の可視化

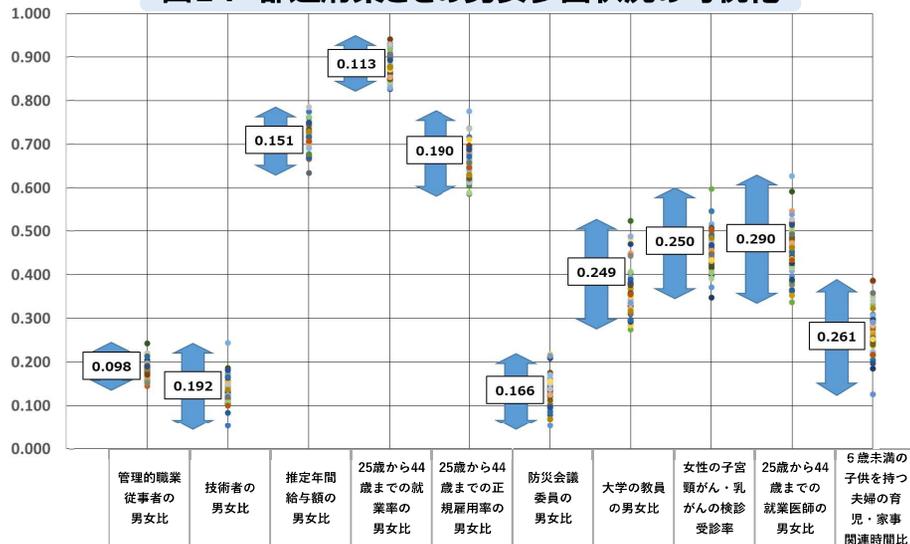


図15 国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化（女性版骨太の方針2024 抜粋）

女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024） （令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

（4）地域における女性活躍・男女共同参画の推進

⑥独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）及び男女共同参画センターの機能強化

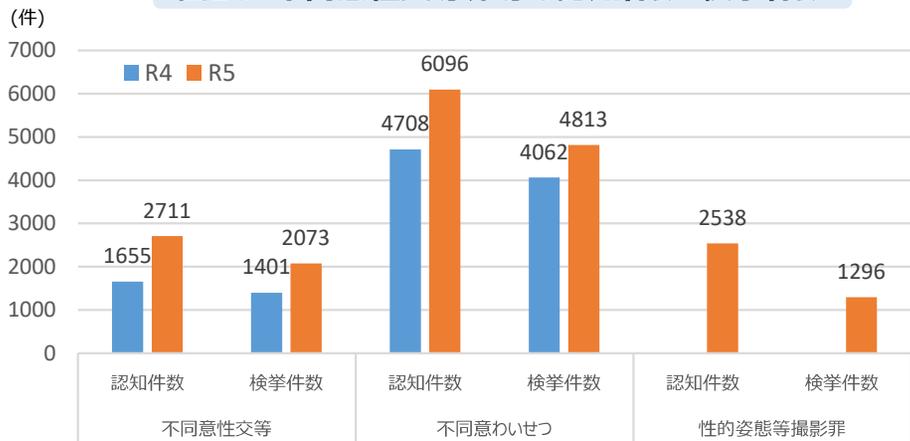
女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWEC」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWEC及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。

(備考) 独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ（第1回）会議資料を基に内閣府作成

個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

・個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会は、女性活躍・男女共同参画の基盤であることから、重大な人権侵害である性犯罪・性暴力やDV等について、多様な被害者への相談・支援体制の充実・強化に取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った防災・復興、生涯にわたる健康への支援等を推進する必要がある。

図16 不同意性交等罪等の認知件数・検挙件数



(備考) 1. 警察庁「犯罪統計」より作成。
2. 不同意性交等及び不同意いせつについては、刑法の一部改正(令和5年(2023年)7月13日施行)により、罪名・構成要件等が改められたことに伴い、令和5年7月12日以前は強制性交等及び強制いせつをそれぞれ計上している。
3. 性的姿勢等撮影罪については、令和5年(2013年)7月13日の施行日以降の件数を計上している。

図17 被害を相談している割合

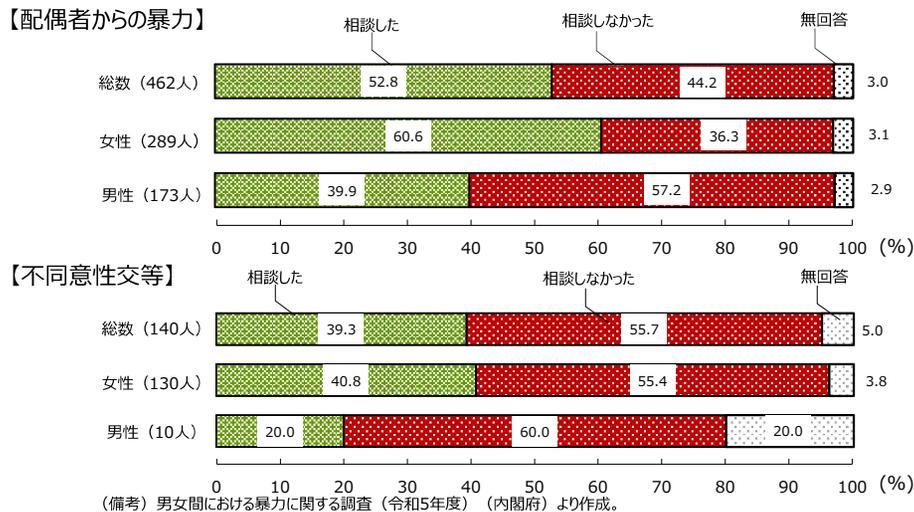
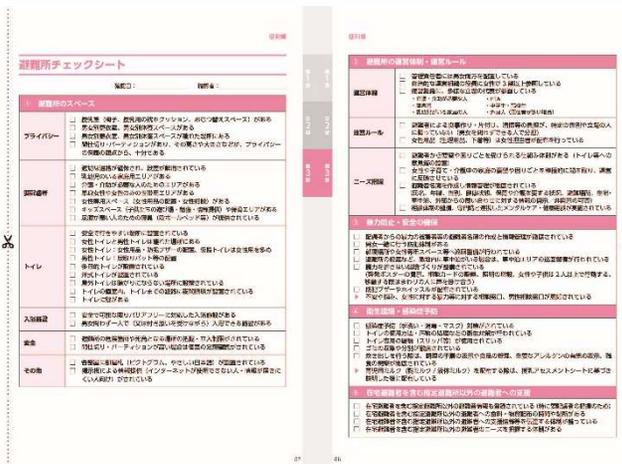
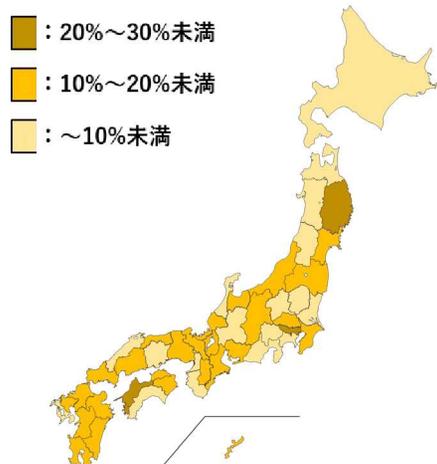


図18 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(避難所チェックシート)



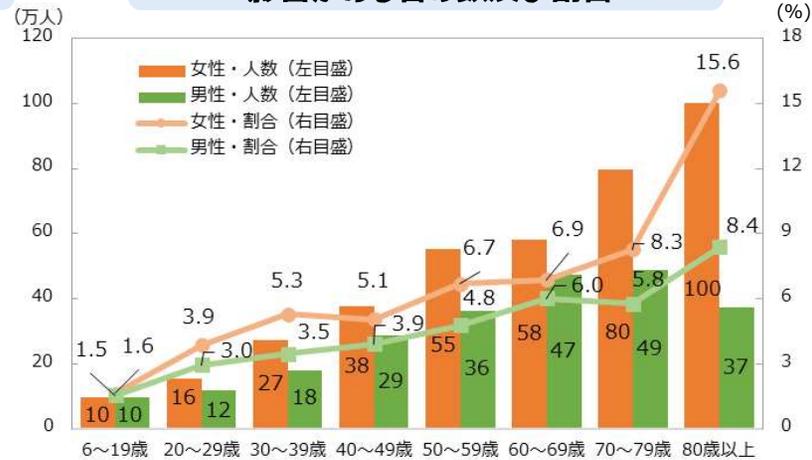
(備考) 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」より抜粋。

図19 各都道府県別の防災・危機管理部局における女性職員の割合



(備考) 内閣府「ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査」(令和5年)調査票(都道府県編)より作成。

図20 健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者の数及び割合

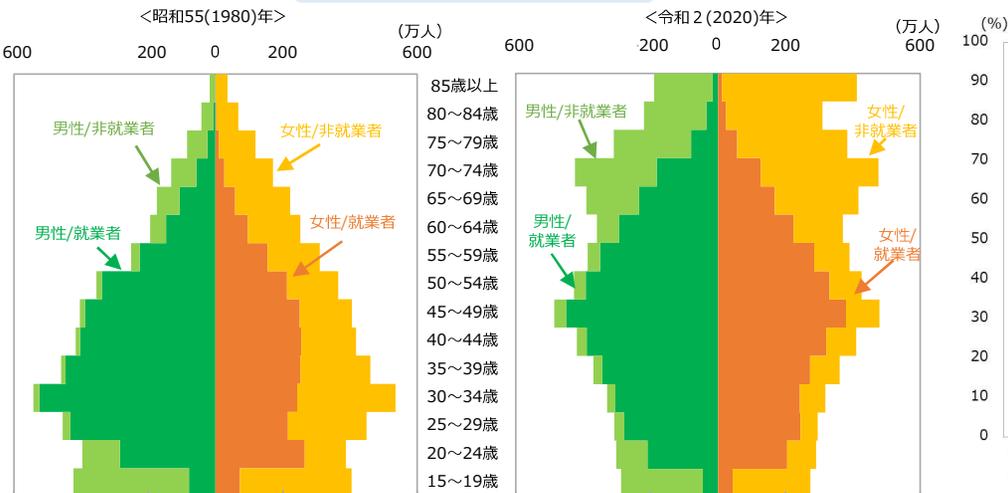


(備考) 1. 厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」より作成。
2. 「健康上の問題で仕事、家事等への影響がある者」とは、「現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がある」と回答した者のうち、影響の事柄として、「仕事、家事、学業(時間や作業量などが制限される)」を挙げた者。
3. 入浴者は含まない。

社会構造の変化、価値観の多様化を踏まえた施策の検討

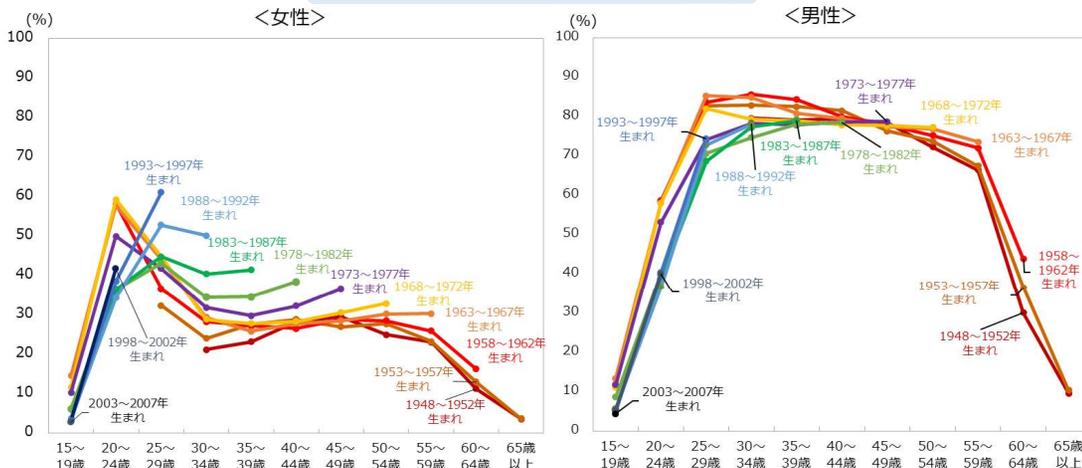
・女性活躍・男女共同参画に関する中長期的な施策の検討にあたっては、人口構造や就業構造の変化、若い世代の生活様式や働き方に対する考え方の多様化等を踏まえ、全ての人々が希望に応じて、活躍できる社会の実現を目指すことが重要である。

図21 人口構造の変化



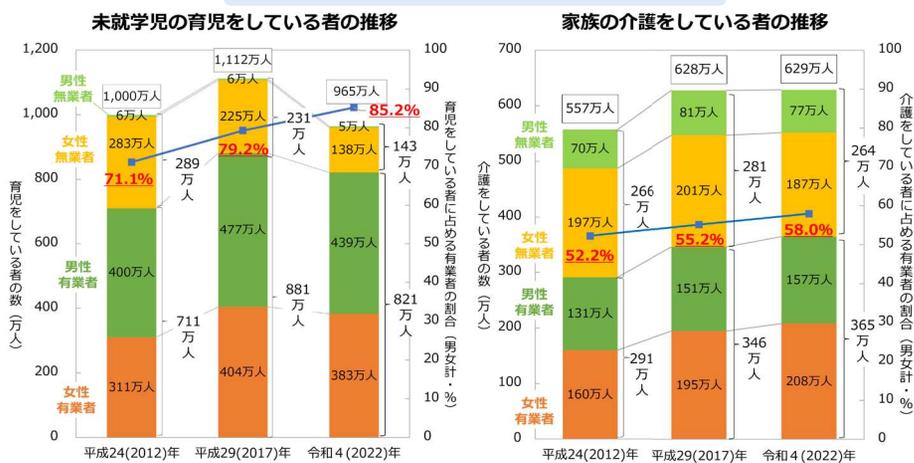
(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
2. 令和2(2020)年は、「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」を用いている。
3. 非就業者 = 当該年齢階級別人口 - 就業者。なお、昭和55(1980)年の「非就業者」には、労働力状態「不詳」が含まれている。

図22 正規雇用比率の推移



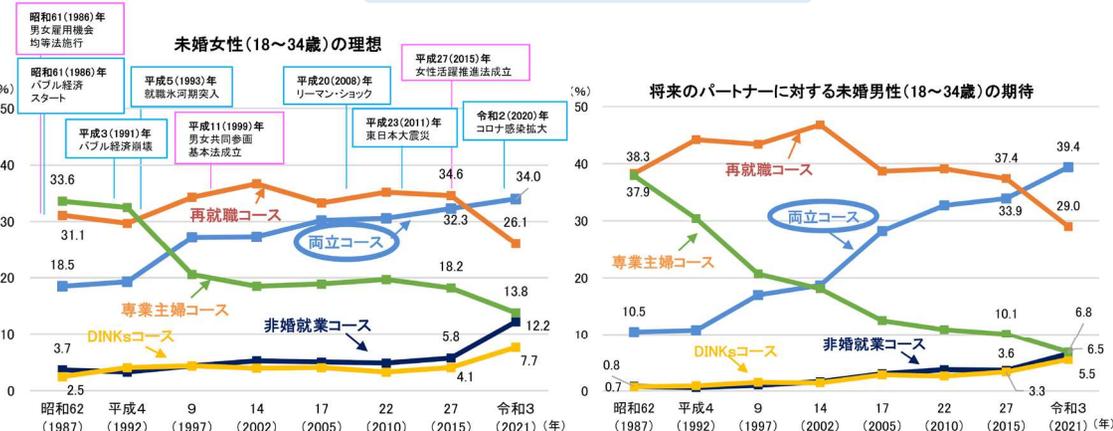
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成（昭和57(1982)年調査以降のデータで作成）。
2. 正規雇用比率は、当該年齢階級人口に占める「役員」及び「正規の職員・従業員」の割合。
3. 各年10月1日現在の年齢で調査しているため、生まれ年には実際には3か月のずれがある。
4. 「65歳以上」は該当年以前に生まれた人も含む。

図23 育児・介護の担い手の変化



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」より作成。
2. 「育児をしている」とは、小学校入学前の未就学児を対象とした育児（乳幼児の世話や見守りなど）をい。孫、おひい、おひい、弟妹の世話などは含まない。
3. 「家族の介護をしている」には、介護保険制度で要介護認定を受けていない方や、自宅外に家族の介護も含まれる。ただし、病気などで一時的に介護している者に対する介護は含まない。

図24 若い世代の意識の変化



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」より作成。

○岩手県男女共同参画推進条例（平成14年10月9日条例61号）

岩手県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

第3章 岩手県男女共同参画審議会

（設置）

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

（所掌）

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

（組織）

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関

の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（任期）

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（庶務）

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

（会長への委任）

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

岩手県男女共同参画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号。以下「条例」という。）第31条の規定により、岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く

必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議事の概要
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

この規程は、平成14年11月22日から施行する。